

# 家畜保健衛生だより

平成30年度 第6号

## 平成30年7月1日から硫酸コリスチンの 飼料添加物としての使用ができません ～農場に保管されている飼料の再確認を！～

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、日本では発生抑制のために人と動物等の関連分野が協働して対策を推進しているところです。

農林水産省は、昨年1月、「飼料添加物としての使用が人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある」と評価された**硫酸コリスチン**について、**飼料添加物としての指定を取り消す**こととし、平成30年7月1日以降の製造、販売、使用を禁止する決定をしました（ただし、**治療のため、獣医師の処方に基づく動物用医薬品としての使用は引き続き可能**です）。

### 耐性菌とは？

- ◆ 抗菌剤の使い過ぎなどにより出現する「抗菌剤が効かない細菌」のことで、人や動物の治療を困難にします。

### 薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

- ◆ 抗菌剤は動物用医薬品のほか、飼料添加物として家畜の増体や、飼料効率向上のために使用されています。
- ◆ 家畜への過剰な抗菌剤の使用により出現した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、家畜や畜産物を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

### 畜産分野でのコリスチンの用途は？

- ◆ 飼料添加物としては「飼料が含有している栄養成分の有効利用の促進」のため、動物用医薬品としては4カ月齢以下の豚及び6カ月齢以下の牛の細菌性下痢症の治療に使用されてきました。

**平成30年7月1日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料の製造・保存、又は使用することは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に違反することとなりますのでご注意ください。**

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679